令和７年９月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 608 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和７年
（2025年）
9月号
第608号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



－主な記事－

常任理事会・役員大会開催…… 2～3頁
税務ポイント …… 4～5頁
イイね👍ふるさと！ …… 5頁
経営レポート …… 6～7頁
青年部・女性部コーナー …… 7頁
皆さんこんにちは・内田晃司氏 …… 8頁
頑張ってます・伊沢陽さん …… 8頁
レム睡眠の制御に世界初成功「夢を見るスイッチ」を発見… 9頁
会員福利厚生制度 PR …… 10頁
９月の予定、
「法人会やまびこ運動」ご協力のお願い 等… 11頁
インフォメーションコーナー、
地区トピックス、川柳コーナー、あとがき… 12頁
青年部創立50周年記念講演会ご案内…… 付録
時局講演会ご案内…… 付録
松本法人会会員証明書・出席票貼付台紙…… 付録

イイね ふるさと!

『窪田空穂記念館』（松本市）

窪田空穂記念館は、歌人、国文学者として立派な業績を残した窪田空穂（うつぼ　本名・通治）を偲び、永くその業績を讃えるため平成５年６月、生地に開館しました。

空穂は、明治10年、和田村（現松本市和田）に生まれ、昭和42年東京で数え91歳の生涯を終えましたが、作品の中には故郷の風土や人々への思いが生きつづけています。（記念館資料から）

記念館の設計は空穂の遠縁にあたる建築家の故柳澤孝彦氏によるもので、そのシャープな三角形の意匠は、向かい合う本棟造りの生家とその背景にある北アルプスの山並みと響きあい、見事なまでのコントラストを生み出しています。

（関連記事５頁掲載　横沢敏編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長		経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

常任理事会・役員大会開催

８月22日､常任理事会ならびに役員大会が開催され、本年度の会員増強および法人会福利厚生制度の推進について審議されました。

また、役員大会終了後には新たに着任された小林由治税務署長による税務講話を拝聴しました。

皆様のご協力をお願いいたします

・令和７年度会員増強運動について

活 動 期 間：８月22日 (役員大会開催日)
～12月末日

目標会員数：3,935社

表１：令和７年度の目標と、達成のための所要見積

	７年８月	７年12月末	所要数
法人数	7,951		◎ 3,935 － 3,860 ＝ 75社（不足） ＋ 100社 (退会見積分 ※過去記録を参考) 必要な加入数：175社
会員数	3,860	3,935 ※	
加入率	48.5%	49.5%	

※県連設定目標。また会員数には個人会員も含む。

依然として続く物価高騰、人手不足に加えて米国による関税措置が本格化し、我が国の経済、国民生活に大きな影響が続く中、私ども法人会を取り巻く環境も厳しさを増し、全国的な会員減少、組織率の低下に悩まされる単位会も数多く、当会におきましても大きな課題となっております。

そこで本年度も法人会活動の活性化を目指し、８月22日 (役員大会開催日) から12月末日を期間として会員数3,935社達成を目標に会員増強運動を展開いたします。

また、会員増強に向けて本年度も５月より会員の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただく**“法人会やまびこ運動”**に取り組んでいただいております。(「法人会やまびこ運動」につきましては11頁に詳しく掲載しておりますので、そちらもご確認願います。)

本稿では県内各法人会の加入状況（表２）、松本法人会の部会別加入状況と**令和７年度加入目標**及び**やまびこ運動目標**（表３）を掲載いたしますのでご確認いただき、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

表２：県内各法人会の加入状況（６月30日時点での令和６年・７年対比）　※() は対前年増減

法人会名	令和６年６月３０日			令和７年６月３０日		
	法人数	会員数	加入率	法人数	会員数	加入率
松本法人会	8,022 (+79)	3,923 (−27)	48.9% (−0.8%)	7, 951 (−71)	3, 870 (−53)	48.7% (−0. 2%)
長野法人会	9,051 (−91)	5,197 (−52)	57.4% (±0.0%)	9,423 (+372)	5,135 (−62)	54.5% (−2. 8%)
佐久法人会	4,234 (+99)	2,123 (+13)	50.1% (−0.9%)	4,309 (+75)	2,111 (−12)	49.0% (−1. 1%)
上田法人会	5,345 (+42)	2,888 (−33)	54.0% (−1.1%)	5,395 (+50)	2,834 (−54)	52.5% (−1. 5%)
諏訪法人会	4,785 (+2)	2,608 (+6)	54.5% (+0.1%)	4,820 (+35)	2,610 (+2)	54.1% (−0. 4%)
伊那法人会	3,151 (−71)	1,615 (+9)	51.3% (+1.5%)	3,107 (−44)	1,595 (−20)	51.3% (±0. 0%)
飯田法人会	3,459 (−1)	2,054 (−28)	59.4% (−0.8%)	3,433 (−26)	2,037 (−17)	59.3% (−0. 1%)
木曽法人会	586 (±0)	320 (−1)	54.6% (−0.2%)	568 (−18)	319 (−1)	56.2% (+1. 6%)
大北法人会	1,388 (+61)	613 (−8)	44.2% (−2.6%)	1,465 (+77)	612 (−1)	41.8% (−2. 4%)
信濃中野法人会	1,968 (+13)	989 (+3)	50.3% (−0.1%)	1,992 (+24)	975 (−14)	48.9% (−1. 4%)
合　計	41,989 (+133)	22,330 (−118)	53.2% (−0.4%)	42,463 (+474)	22,098 (−232)	52.0% (−1. 2%)

どこでも申告・納税　イータックス (http://www/e-tax.nta.go.jp)

表３：部会別加入状況と令和７年度加入目標及びやまびこ運動目標

部会名	令和７年８月　現在			７年度入会目標	やまびこ運動目標
	法人数	会員数	加入率		
上　土	104	42	40.4%	3	5
今町六九	140	73	52.1%	3	8
伊勢町	131	60	45.8%	3	8
中　央	166	85	51.2%	3	8
深　志	118	63	53.4%	2	8
本　庄	141	77	54.6%	3	8
白　板	128	60	46.9%	3	8
城　西	133	79	59.4%	2	8
城　東	144	67	46.5%	3	8
東　部	370	182	49.2%	7	18
北　部	309	108	35.0%	8	10
南松本	266	102	38.3%	6	10
西　北	385	196	50.9%	7	19
芳　川	320	171	53.4%	6	17
本　郷	215	81	37.7%	5	8
寿	425	144	33.9%	10	14
西　部	418	198	47.4%	8	19
南　部	494	226	45.7%	10	22
南　西	231	98	42.4%	5	8
南　東	306	147	48.0%	6	14

部会名	令和７年８月　現在			７年度入会目標	やまびこ運動目標
	法人数	会員数	加入率		
塩　尻	1,129	515	45.6%	22	51
豊　科	478	217	45.4%	10	21
穂　高	605	260	43.0%	13	26
川　手	223	114	51.1%	4	11
波　田	228	123	53.9%	4	12
三　郷	230	95	41.3%	5	8
筑　北	61	26	42.6%	1	5
安　曇	53	22	41.5%	1	5
梓　川	162	53	32.7%	4	8
堀　金	116	51	44.0%	3	8
朝　日	48	26	54.2%	1	5
山　形	108	47	43.5%	3	5
奈　川	20	18	90.0%	1	5
上高地白骨	30	30	100.0%	0	5
農　協	4	4	100.0%	0	5
計	7,951	3,860	48.5%	175	408

皆様からのご協力を
心よりお願い
申し上げます

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑〕所得税関係

災害減免法による所得税の軽減免除について

Q.

災害によって住宅や家財が損害を受けた場合の「災害減免法による所得税の軽減免除」について教えてください。

A.

概要

災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険金などにより補てんされる金額を除きます。）がその時価の２分の１以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下のときにおいて、その災害による損失額について雑損控除の適用を受けない場合は、災害減免法によりその年の所得税が次のように軽減されるかまたは免除されます。

災害減免法により軽減または免除される所得税の額の表

所得金額の合計額	軽減または免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円を超え 750万円以下	所得税の額の２分の１
750万円を超え 1,000万円以下	所得税の額の４分の１

㈱　ここでいう「所得金額の合計額」とは、所得税法第22条《課税標準》に規定する総所得金額（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失および特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除後）、分離課税の土地等に係る事業所得および雑所得の金額、特別控除後の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、上場株式等に係る譲渡損失および特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除後の申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除後の申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額（これらの所得の金額につき所得税法第69条《損益通算》の規定の適用がある場合には、その適用後の金額の合計額）をいいます。

源泉所得税の徴収猶予および還付

給与所得者や公的年金等の受給者が災害による被害を受けた場合は、一定の手続きをすることにより、源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられる場合があります。詳しくは「給与、公的年金等、報酬または料金の支払を受ける方が災害により被害を受けたときの源泉所得税および復興特別所得税の徴収猶予および還付」（国税庁ＨＰタックスアンサー №.8003）をご参照ください。

㈱　災害により住宅や家財に損害を受けた場合の税金面での救済の方法として、このほかに雑損控除があります。いずれか有利な方法を選択できます。

対象者または対象物

１．軽減または免除の適用が受けられる者

災害によって受けた住宅や家財の損害金額がその時価の２分の１以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下の方

２．災害の範囲

災害とは、次のいずれかの場合をいいます。

⑴　震災、風水害、冷害、雪害、落雷などの自然現象の異変による災害

⑵　火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害

⑶　害虫などの生物による異常な災害

３．住宅または家財の範囲

⑴　住宅または家財の所有者が次のいずれかであること。

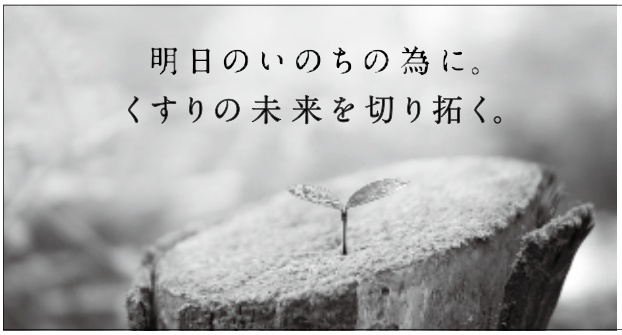
イ　納税者

ロ　納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）の方

⑵　住宅の範囲

「住宅」とは、自己または扶養親族が常時起居する家屋をいいます。

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本　　社：松本市芳野19番48号

※１　常時起居する家屋である以上は、必ずしも生活の本拠であることを必要としません。したがって、たとえば、２か所以上の家屋に自己または扶養親族が常時起居しているときは、そのいずれをも住宅とします。

※２　現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは、住宅としません。

※３　常時起居している家屋に附属する倉庫、物置等の附属建物は、住宅に含めます。

⑶　家財の範囲

納税者（扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいうものとし、書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるものは含まれません。

手続き

災害減免法による所得税の軽減または免除の適用を受けるためには、確定申告書、修正申告書または更正の請求書（以下「確定申告書等」という。）に適用を受ける旨、被害の状況および損害金額を記載して、納税地の所轄税務署長に確定申告書等を提出することが必要です。

㈱１　確定申告書の提出により所得税の軽減または免除の適用を受ける場合には、その確定申告書は期限後申告であっても適用されます。また、確定申告書では所得税の軽減または免除の適用を受けていなかったときでも、修正申告書または更正の請求書を提出する際に適用を受ける選択をすることも可能です。

㈱２　確定申告書では雑損控除を選択して適用を受けていても、修正申告書または更正の請求書を提出する際に雑損控除に替えて災害減免法による所得税の軽減または免除の適用を受ける選択が可能です。

根拠法令等

所法72、災免法２、３、災免令１～６、９、10

（税制委員会：甕秀行、北澤剛、竹原喜代一　グループ稿）

（監修：関東信越税理士会　松本支部）

ふるさと！

『窪田空穂記念館（松本市）』
～鉦（かね）ならし信濃の国を行き行かば ありしながらの母見るらむか～

文明開化の時代にあっても信州の農村特有の親戚や隣近所といった濃厚で固定した村社会での人間関係の息苦しさから、空穂は東京専門学校（現早稲田大学）へ入学しますが、そこで自覚したのは自らに染み付いた「田舎者の土着性」（嫌っていたはずの百姓）だったといいます。そんな若き日から、短歌と出会い、後には文化功労者に至る教育者・研究者としての数々の業績・足跡を振り返る展示が続きます。

展示と並行して、生家を利用しての年４回の短歌講座や、「囲碁」「将棋」「百人一首」の子ども教室なども定期的に開催されています。

９月５日から10月27日まで、企画展「近代と文藝 空穂が見た明治の文学運動」及び「最新収蔵資料公開展」が開催されます。

文化観光推進法の成立以降、全国的に文化資源の保存と活用の好循環を目指す方向性の中、松本市の博物館施設も教育委員会のもとを離れ、文化観光部へと移りました。本年度からは観覧料は無料化され、休館日も火曜日に変更されました。



※**写真**：道を挟み記念館に隣接する窪田空穂の生家

猛暑の夏から秋へと季節は移ろいます。北アルプスを背景とした田園風景の中に佇む名建築を訪れ、郷土の偉人の息吹を感じてみてはいかがでしょうか。

（横沢敏編集委員）

【窪田空穂記念館】

〒 390-1242　長野県松本市大字和田 1715-1

TEL 0263-48-3440

URL http://www.matsu-haku.com

開館時間　午前９時～午後５時（入館は午後４時30分まで）

休館日　３月～ 11月毎週火曜日（祝日の場合はその翌日）
12月～２月冬季平日休館及び年末年始
（土日祝日のみ開館）

観覧料　無料

駐車場　大型バス２台　普通車20台（無料）

経営レポート

新リース会計基準 ～少額リースに係る重要性について～

公認会計士　内山　信太郎



2025年３月号で企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」（以下、新リース会計基準）に関しての記事を記載しましたが、今回はその中でも少額リースに係る「重要性」部分に特化して記載してみたいと思います。貸借対照表への計上を省略できるか否かの判断となる部分なので、気にしている方も多いかもしれません。

新リース会計基準の重要性を考えるに前に、先ずは企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の重要性を見てみます。当該基準第１項を参照すると「本会計基準は、本会計基準の範囲に定める収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的とする。なお、本会計基準の範囲に定める収益に関する会計処理及び開示については、「企業会計原則」に定めがあるが、本会計基準が優先して適用される」と記載されています。企業会計原則よりも優先して適用されるということは、企業会計原則に含まれる重要性の原則をも否定しているのかと思うところですが、同基準101項に「なお、他の会計基準と同様に、重要性が乏しい取引には、本会計基準を適用しないことができる」と記載されているため、結果的に企業会計原則にある重要性の原則が適用されるという構成になっています。

次に、新リース会計基準を見てみると、収益認識に関する会計基準第１項のような企業会計原則を否定するような記載はありません。このため企業会計原則の中に含まれる重要性の原則は適用されるという解釈になります。また、収益認識に関する会計基準101項では「他の会計基準と同様に」という文言がありますが、新リース会計基準は現行のリース会計基準の改訂という位置付けなので、他の会計基準の中に含まれるものと解釈されます。よって、新リース会計基準は企業会計原則の重要性の原則を適用して考慮するものと理解できます。

ここで、新リース会計基準の少額リースに関する簡便的取扱いを確認するために、新リース会計基準の適用指針33号22項を見てみます。33号22項(1)は、重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に即時費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のケースです。リース期間全体の支払リース料の割引現在価値が自社で定めた固定資産を計上しない金額以下であれば、少額リースとして扱うというものです。また、33号22項(2)では、自社の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約１件当たりの金額に重要性が乏しい場合または新品時の原資産の価値が少額であるリースは、少額リースとして扱うというものです。注目したいのは、33号22項(2)では「重要性が乏しい」「少額」という表現に留めており、具体的な額が適用指針本文には記載されていないことです。どこに記載されているかというと、同適用指針の「結論の背景」部分に記載されています。その結論の背景ＢＣ41からＢＣ43を参照すると、企業会計基準適用指針第16号（新リース会計基準ではなく、現在適用されているリース会計基準の適用指針）における簡便的な取り扱いを継続することを認めるとの記載があるものの、具体的な額については、あくまで結論の背景部分にのみ記載されています。これが意味することは、少額リースの簡便的な取り扱いについては、一概な金額基準ではなく、重要性を踏まえた判断の余地を与えているということかと思います。

これを踏まえた上で、新リース会計基準の少額リースに関する簡便的な扱いで契約１件当たりのリース料総額300万円以下のリース取引と重要性の原則は、どのような関係があるのでしょうか。以下の図を参照下さい。

	300万円以下	300万円超
重要性あり	※２	※１
重要性なし	※２	※２

※１貸借対照表へ計上　※２貸借対照表への計上省略可能

ここで言う「重要性」というのは、企業会計原則の重要性の原則で、自社の規模等を踏まえて各企業が経営者目線で独自に設定する重要性です。１件当たりのリース料総額300万円というのは、自動で貸借対照表への計上を省略できる基準値程度の意味しかなく、一概にこの金額超のもの全てを貸借対照表に計上する必要があることを示すものではないということです。つまり、自社の規模等を踏まえて各企業が独自に設定した重要性の基準値をもとにリース計上の要否を検討すればよいということです。

１件当たりのリース料総額300万円という少額リー

スの金額が一人歩きして、この金額超のリース全てを貸借対照表に計上するという判断になりがちですが、実際はそうではなく、企業会計原則の重要性の原則が適用されて、自社にとって重要性があると判断されたリースのみを貸借対照表に計上するというのが妥当な解釈だと私は思います。

内山信太郎　公認会計士税理士事務所

青年部・女性部コーナー

社会貢献活動 献血活動を実施

青年部では８月５日、献血活動を実施いたしました。

松本法人会では献血活動を会全体の地域社会貢献活動として平成３年から継続しております。大変厳しい暑さの中、午後の時間帯のみでの実施となりましたが、今年も青年部、女性部、会員企業や関係機関の皆様、会場を訪れた一般の方から温かなご協力をお寄せいただくことができました。誠にありがとうございました。



≪令和７年度献血活動結果(ご協力者数)≫

〇受付者数：31名　〇献血者数：23名

青年部　親睦ゴルフ大会・納涼会を開催

７月30日親睦ゴルフ大会・納涼会を開催いたしました [担当：第一委員会 / 会場：塩嶺カントリークラブ等]。

当日は天候にも恵まれ豊かな自然の中 20 名の参加者がゴルフを楽しむと共に、同日夜には納涼会を開き親睦を深めました。



女性部 ８月例会　研修会「香りと健康」を開催

女性部では８月７日、FUUKA 代表の齋藤香織さんを講師にお迎えし､エッセンシャルオイルを使った｢香り」の研修会を開催いたしました。

「香り」が私たちの健康に与える影響について、分かりやすく解説いただくことができました。



地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得



皆さん
こんにちは♪

株式会社 MedSciSportLab/ 医者ジム
（メッドサイスポートラボ）
松本市本庄
代表　医師 / 医学博士　内田　晃司 氏

『本気で健康になりたい一人ひとりに医師・医学博士が応えます !!』

松本市本庄で「医者ジム」を運営されている㈱ＭｅｄＳｃｉＳｐｏｒｔＬａｂさんは2022年９月に創業されて３年目になる企業です。予防医学・運動生理学を専門とする代表の内田先生の他２名の医師が所属しており、直接「医師・予防医学研究者によるパーソナルトレーニング」を施してくれる“異色”のジムです。

防衛大学を卒業され、自衛隊でパイロットとしてご活躍後に医学を志し、信州大学医学部を卒業された内田さんは今なお医学的研究を続けており、食事の摂り方や運動が身体にどう影響を及ぼすのか、最新のエビデンスに基づいてお客様一人ひとりに合わせた指導をされています。「運動なんて私には無理かも?」という方でも大丈夫!年齢に関わらず疾患や状況をしっかり分析した上で、寄り添うように指導して下さいます。店舗指導での近隣の方のみならず、全国の10代から80代までの健康に問題を抱えている方々もオンラインやＩＴを活用して指導されています。健康をデータ化してくれるので、改善の様子が良くわかります。また「健康教室」開催などで予防医学の普及にも積極的に取り組まれています。ちょっとどんなことしているのか見てみたい、そんな方はお気軽にジムに立ち寄ってみてください。健康になりたい人を温かく迎え入れてくれますよ。YouTube でも「これならできる!」という簡単な運動を紹介してくれます。(「医者ジム」で検索!)



自分の身体が元気になると嬉しいですよね。考え方や行動も変わり前向きな気分になれます。「皆が健康で幸せな世界を」あなたの健康にまっすぐ“研究”してくれること間違いなし!です。　**（稲田洋介編集委員）**

頑張ってます!!



『読者の知りたいをお届けします』

株式会社市民タイムス
松本市島立
伊沢　陽 さん

昭和４６年の創刊以来、私たちの暮らしや仕事に欠かすことのできない最も確実で身近な情報源である市民タイムスさんで報道記者としてお勤めの伊沢さんにお話を伺いました。

昨年新卒で入社したばかりです。首都圏の大学に通っていましたが、就職するなら地元でと思い、もともと文章を書くことが好きで、日々同じことを繰り返すのではなく、毎日違う刺激が受けられるような職場が良いかなと入社しました。ただこの時は取材に不可欠な写真撮影のことは全く頭になく、現場に出るようになってからカメラでの撮影に挑戦しています。取材対象の方の表情をうまくとらえたいのですが、顔出しがNGの時もあり、構図やアングルには苦労しています。

会社への取材依頼をもとに現場に出かけますが、学校行事などの子供関連の話題や、マスコミの基本ともいえる警察や消防への取材が中心で、行事や事件の内容は文章にしやすいのですが、相手から話を聞きだして記事にまとめていくことには経験が必要だと感じています。取材すればするほど伝えたいことが増えてしまい、限られた文字数に収まらなくなります。

何が報道に値するニュースなのかの判断には迷うことも多く、ゴールの無いマラソンを走っているように感じることもありますが、ネット上のニュースではわからないこの地域の今を伝えるのが市民タイムスのような新聞の役目だと思って取り組んでいます。　**（横沢敏編集委員）**

レム睡眠の制御に世界初成功「夢を見るスイッチ」を発見

全法連記事

産経新聞科学部記者
伊藤壽一郎

夢をよく見る睡眠であるレム睡眠は、適切にとれないと多様な疾患のリスクが高まることが知られていますが、その実態はまだ解明されていません。ですが、東京大の研究チームが最新の研究で、活動するとレム睡眠が始まる「夢を見るスイッチ」の役割を担う神経細胞を見つけました。この細胞を刺激することで、マウスをレム睡眠状態にすることも世界で初めて成功。睡眠研究の新たな扉が開かれたといえそうです。

■眠りに関わる長年の謎

人間の眠りは、レム睡眠とノンレム睡眠に大別されます。夢を鮮明に見るレム睡眠中、脳は覚醒時のように活発に動いていますが、身体は一時的に動かなくなります。一方、ノンレム睡眠は、身体の疲労回復や成長ホルモンの分泌、免疫機能の強化に役立ちます。

最近の研究で、レム睡眠が不足すると認知症や心不全、うつ病などの精神疾患のリスクが高まるほか、パーキンソン病を発症するリスクが高まることが分かってきました。パーキンソン病が進むとレム睡眠自体が失われ、認知症やうつ病を加速します。

研究チームは過去の研究で、レム睡眠中は脳の血流が覚醒時の２倍近くまで上昇することを報告しており、この現象が脳内での老廃物の除去や栄養補給に関与することが示唆されていました。しかし、脳のどの神経細胞がレム睡眠の開始や維持を担っているかといった制御メカニズムは未解明のままだったため、今回はこの謎に挑みました。

■CRHBP陽性ニューロン

これまでの研究で、レム睡眠時には、脳の一部で、生命維持に関わる意識・呼吸・循環を調節する役割を担う「脳幹」が活発に活動することが分かっていました。そこで研究チームは、８週齢以上の雄マウス十数匹を使い、脳幹の神経細胞を標的とした実験を行いました。

活動すると光るように神経細胞を遺伝子操作し、レム睡眠中の各細胞の様子をリアルタイムで解析。その結果、多様な神経細胞のうち「CRHBP陽性ニューロン」という種類の神経細胞が、レム睡眠が始まる直前から終了まで、継続的に活発に働くことが分かりました。

また、この神経細胞を人工的に刺激して、マウスを意図的にレム睡眠状態に導入することにも成功。CRHBP陽性ニューロンこそ、長年の謎となっていた「夢を見るスイッチ」だったと判明しました。この神経細胞は人にも存在し、パーキンソン病患者では著しく減少していることから、レム睡眠の開始や維持だけではなく、病気との関連性も強いことが示されました。

■医療応用への期待と課題

レム睡眠の仕組みが解明されたことで、睡眠障害を治療・予防する道が一歩前進しました。レム睡眠を自在に操作できるようになり、その働きを詳しく解き明かす道が開かれた意義は極めて大きいといえます。レム睡眠の異常を伴う疾患の理解にもつながりそうです。

けれど、課題も残されています。レム睡眠が脳全体の活動や記憶、感情の処理にどう関与しているかという具体的なメカニズムや、脳の他の部分との詳細な相互作用については、さらなる研究が必要です。この発見は重要な第一歩ですが、睡眠の仕組み全体の理解には、まだ多くの謎が残っているのです。

チームは今後、不眠症やうつ病、認知症などのマウスモデルを使ってレム睡眠を人工的に操作し、病態の改善や悪化の影響を検証する計画です。また脳の血流が低下する病気に対して、レム睡眠を増やすことで回復をうながせる可能性も検討しています。次世代型の睡眠の改善や制御が可能になるかもしれませんね。

【筆者紹介】伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）
東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ＩＴまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に『生きもの異変　温暖化の足音』（共著、扶桑社）、『新ライバル物語　闘いが生む現代の伝説』（共著、柏書房）などがある。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう企業保障の大きな傘を

経営者が、重大疾病にかかった時のそなえを確保。



重度がん保障Jタイプ
Jタイプ
Jタイプα

重度がん保障Ｊタイプ
［無配当重大疾病保障保険］
(重度がん保障・無解約払戻金型)

Jタイプ
［無配当重大疾病保障保険］
(無解約払戻金型)

Jタイプα
［無配当重大疾病保障保険］
(解約払戻金抑制割合指定型)

は、

重大疾病による
(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)
就業不能リスクから企業を守ります!

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/
長野県松本市本庄1-3-10（大同生命松本ビル3F）
TEL 0263-32-0829

ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

F-2024-0010-①（2024年12月20日）

「消費税申告一声運動実施中」

９月の予定

１日夏期特別研修会　**２日**塩尻部会税務研修会、租税教室（明善小学校）　**３日**税制委グループ会議、松本Ａブロック税務研修会　**５日**女性部幹事会　**８日**波田・安曇・奈川部会税務研修会、青年部第四・五委員会、幹事会　**９日**松本Ｂブロック税務研修会　**11日**筑北部会税務研修会　**12日**役員会　**16日**松本Ｃブロック税務研修会　**17日**三郷・堀金・梓川部会税務研修会、租税教室（明南小学校）　**18日**朝日・山形部会税務研修会　**19日**川手部会税務研修会、租税教室（四賀小学校）　**24日**松本Ｄブロック税務研修会　**25日**穂高・豊科部会税務研修会　**26日**松本Ｅブロック税務研修会、青年部創立50周年記念旅行　**29日**決算説明会

決 算 説 明 会

（法人税・消費税の説明会 / ８月決算法人対象）

9月29日㈪ 午後２時より松本市駅前会館「大会議室」

松本法人会の全ての会員の皆様へ

あなたのお知り合いを紹介してください “法人会やまびこ運動”ご協力のお願い

今月号２頁＆３頁に掲載の通り、当会では今年も会員増強運動をスタートし、活動のポイントとして“法人会やまびこ運動”に取り組んでまいります。

10年目となりますこの活動は、**会員企業の皆様のお取引先やお知り合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお勧めしていく取り組みです。**

先月号の広報誌に「やまびこ運動ご協力のお願い」のオレンジ色のチラシを同封させていただいておりますのでご確認いただき、ご協力いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様に**お知合い**や**お取引先**の事業所（法人・個人※支店・営業所等も）を**ご紹介いただき、**当会への**ご入会のきっかけ**とさせていただく運動です。



※詳しくは事務局までお問い合わせ願います　（☎ 0263-35-8080）

ご協力よろしくお願い申し上げます！

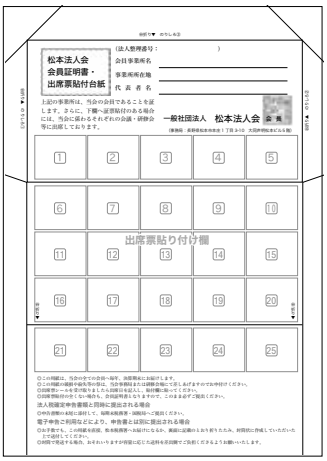
松本法人会会員証明書・出席票貼付台紙を当月号付録でお届けいたしました

決算期末を迎える会員企業の皆様に活用いただくようご案内をしております「松本法人会会員証明書・出席票貼付台紙」（以下：「証明書・台紙」と表記）を、本号付録でお届けいたしました。

こちらの「証明書・台紙」は広報誌３月号と９月号に同封し、年２回、全会員の皆様にお届けしております。是非、ご活用ください。

～「証明書・台紙」の使い方～

当会が実施する研修会や会議等にご出席いただいた会員の方に「出席証シール」をお配りしています。この「出席票シール」を「証明書・台紙」に貼り、確定申告書類提出時に併せて松本税務署にご提出いただくことで「当会会員企業であること、諸行事への参加状況」を署にも確認していただいております（「出席票シール」が無い場合でも税務署にご提出願います）。詳しくは今号付録の「証明書・台紙」にてお確かめください。



インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

ご利用下さい！！



法人会の会員限定

インターネットセミナー（ネット配信）サービス
セミナービデオレンタル（DVD・CD）

松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください！！

パソコンでセミナーが受講できる！
インターネットセミナー 毎月更新

お好みのセミナーをＰＣやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載！

セミナーDVDレンタルサービス
会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のＤＶＤを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます！

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、上記バナーをクリックしていただき、簡単な入力または登録をするだけ！

※インターネットセミナー　ご利用時は
会員ＩＤ：hj0915　パスワード：8080
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP
http:／／www.matsumotohojinkai.or.jp

地区トピックス

鯛萬の井戸～残暑にはこちらの名水を～（松本市）



松本市裏町にある「鯛萬の井戸」は、大正11年に料亭「鯛萬」によって掘られた井戸で、2008年環境庁より平成名水百選に選定された「まつもと城下町湧水群」の１つです。その佇まいと、冷たくてさらりとした井戸水の味わいが市民や観光客に親しまれており、古き良き松本の風情を感じられるスポットです。近隣の井戸も歩いて行けますので「利き名水」もいいかもしれませんね。**（稲田洋介編集委員）**

川柳コーナー

トランプの
　婆抜きゲームは
　　したくない

汗水の
　苦労報われ
　　実る秋

おどろいた
　時代さくごの
　　米騒動

無筆

あとがき

飲み会の後、大糸線に乗って松本駅の発車を待っていたら、「おじさん、そこちょっと入れて」と知らない少年が声をかけてきました。ちょうど列車が連結している車両の車掌室の右側部分の狭い所で、大人一人が立っていられるぐらいのスペースです。「ごめんね」と言いながらぐいぐい入ってきました。「なんでこんな狭いとこ入るの？」と聞いたら、「え、おじちゃん知らないの？今日は大糸線が６両編成で、ちょうどこの車両から向こうが連結して特別長くなっているんだよ」と自慢げに教えてくれました。電車が大好きで自分で調べたのでしょう。こんなローカル線の事をよく知っているなあ、と自称小学２年生横浜在住の「ゆうじ君」の好奇心に感心してしまいました。

話が長くなりましたが、職場で若者を育てるのに悩んでいる管理職が多いと聞きます。仕事の責任、ノウハウはちゃんと教えなきゃいけない、ＩＴよくわからないし、働き方改革もある…でも本当に教えるべき事は、仕事を好きになること、仕事への好奇心を持つ事ではないでしょうか。若者は、自分が知らない何かについて知りたい、知識を得たい、という気持ちを絶対持っています。仕事の魅力を感じ、楽しそうに仕事をする姿を見ることができればこちらも嬉しいですよね。ゆうじ君の姿を見て、改めて好奇心を持つ事の大切さを感じた夏の大糸線でした。（稲田）

（本号編集委員：横沢　敏　稲田洋介）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社